

## 令和6年度伊佐市9月補正予算（案）の概要

○ 9月4日招集の9月議会定例会へ提案

### 1. 補正予算の主な内容

【概数で表示】

一般会計の補正予算額	3億9,600万円（総額195億7,100万円）
【歳出】	
・社会教育施設管理事業	2,100万円
・農道維持管理事業	1,000万円
・私立保育所運営支援事業	850万円
・財政調整基金	3億1,700万円
【歳入】	
・地方交付税	3億8,900万円
・繰越金	6億3,200万円
・市債	△1億5,600万円

### 2. 補正予算総括表

【単位：千円】

会計		予算前額	9月補正額	補正後予算額
一般会計		19,174,540	396,316	19,570,856
国民健康保険事業特別会計		3,537,200	8,715	3,545,915
介護保険事業特別会計		3,081,700	76,419	3,158,119
後期高齢者医療特別会計		493,000	8,073	501,073
水道事業会計	収益的収入	360,669	△120	360,549
	収益的支出	313,203	△487	312,716
	資本的収入	116,416	534	116,950
	資本的支出	211,901	845	212,746
農業集落排水事業会計	収益的支出	173,829	95	173,924

### 3. 主な補正項目・事業内容

【概数で表示】

#### ◆ 子育て支援関連事業

1,300万円

#### ○ 私立保育所運営支援事業

850万円

物価が高騰する中、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を一部助成する。（財源：県1/2）

○ 放課後児童健全育成事業	290万円
保護者が子育てしやすい環境を整え、子どもたちの健やかな成長、健全育成につなげるために、放課後児童クラブの利用における保護者の負担を一部軽減する。※鹿児島県子ども・子育て市町村応援交付金事業メニュー。（財源：県1/2）	
○ 子ども医療費助成事業	120万円
鹿児島県が子ども医療費助成制度に現物給付方式を導入する（課税世帯の未就学児対象）ことによるシステム改修経費等。	
○ 子育て支援事業	20万円
子育て世帯に対する支援の充実を図るため、病児保育施設の利用における保護者の負担を一部軽減する。※鹿児島県子ども・子育て市町村応援交付金事業メニュー。（財源：県1/2）	
○ 母子保健事業	25万円
乳幼児の心身の発育・発達面の確認や疾病の早期発見など、健康診査結果等の情報活用による伴走型相談支援を効果的に実施するため、1カ月児検診を実施（医療機関へ委託）する。 （財源：国1/2）	
<b>◆ その他の主な補正項目・事業内容</b>	<b>3億8,800万円</b>
○ 農道維持管理事業	1,000万円
広域農道路面のひび割れ箇所の補修を行うため、舗装補修工事等の経費を増額。	
○ 農地・農業用施設災害復旧事業	750万円
7月豪雨による農地・農業用施設災害復旧工事等の経費を増額。	
○ 県事業負担金（事業費見込額の10%を負担）	1,050万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山事業 450万円 ※大口針持上ノ原地内</li> <li>・ 幹線道路整備促進事業 500万円 ※県道湯出大口線</li> <li>・ 砂防メンテナンス（急傾斜）事業 100万円 ※水ノ手地区ほか</li> </ul>	
○ 読書推進事業	200万円
寄附金の活用による図書購入費の増額。	
○ 小学校小規模改修事業	500万円
菱刈小学校プール市水切替工事等。	
○ 社会教育施設管理事業	2,100万円
西太良地区コミュニティセンターの空調設置工事等。	

○ 財政調整基金積立	3億1,700万円
------------	-----------

令和5年度決算剰余金（実質収支）の1/2以上を積み立てるもの。※地方財政法第7条による

○ 特別会計繰出	1,500万円
----------	---------

職員給与費や事務費に要する経費の繰り出し（法定分）。

- ・ 国民健康保険事業特別会計への繰り出し 730万円
- ・ 介護保険事業特別会計への繰り出し 520万円
- ・ 後期高齢者医療特別会計への繰り出し 240万円

**4. 専決第4号（令和6年8月16日）** **【概数で表示】**

**◆ 子育て支援センター等整備事業（設計業務）** **700万円**

子育て支援センター及び子ども第三の居場所の建設に伴う設計委託等費用のうち、今年度支払い見込み額を計上。併せて債務負担行為を設定（期間：R7、限度額2,400万円）。

**5. 専決第6号（令和6年8月19日）** **【概数で表示】**

**◆ 市有地における物損事故に係る損害賠償** **20万円**

淡水養魚場跡にて発生した、市有地における物損事故に対する損害賠償。

※この資料は、補正予算に係る主な事業を中心にとりあげています。全ての事業を記載しているものではありません。

**【お問合せ先】**

伊佐市役所 財政課 財政係

〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地

電話：0995-23-1311（内線 1141・1142・1143）

Fax：0995-22-5344 E-mail: zaisei@city.isa.lg.jp